

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区	83	保安林に関する許可 規制の緩和	伐採許可申請を通年で受付ができるように措置することにより、ナラ枯れ被害防止に即座に対応が可能となる。	保安林に関する許可 規制の緩和	農林水産 省林野庁 治山課	森林法第34条	D	-	-	樹木等に損害を与える害虫等であって、都道府県知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するために伐採する場合は、知事への届出により実施することが可能(森林法施行規則第22条の3第1項第6号)となっているところ。また、森林病虫害等防除法第三条、第五条の規定による被害木の伐倒を行う場合は、現行においても「法令又はこれに基づく処分」により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合」に該当し、許可不要(森林法第34条第1項第1号)として取り扱っているところであり、通常の伐採許可申請によらずとも、これらにより対応可能と思料。 加えて、木材生産を目的とした伐採(皆伐)についても、年度毎の伐採面積等を所定の期間に申請することにより、当該年度を通じて随時伐採を行うことが可能であり、現行の制度にて対応可能と思慮。		c	1. 高津川流域における保安林面積は48,353ha(うち、水源涵養保安林が93%)で民有林面積109,368haの44%を占めており、保安林内での伐採件数が多くなっており、また、島根県もH24年度から国の森林・林業再生プランに沿って県産材の自給率を上げていくため、県単独事業で主伐に対する補助事業を創設したところ。現在の高津川流域における年間の伐採量は約7万㎡となっておりますが、これは年間生長量の20%に満たない現状となっており今後一層伐採面積が増加してくるため、当然保安林内での伐採も増えてくるのが予測されます。 2. 高津川流域における年間の保安林の皆伐面積限度は、H23年度が3,478haとなっておりますが、実際の伐採許可件数は52件で、許可面積は342.2haと限度面積の1割程度です。 3. 素材生産事業体にとっての現行制度によるデメリット 1) 計画的な伐採を可能とするためには在庫の山林を確保しておく必要がありますが、高津川流域の素材生産事業体にはそれだけの資金力がありません。 2) 木材の市場価格の下落(リーマンショック時等)には、一時的に伐採を中止して市場価格の回復を待つ場合があります。 3) 災害等による進入路の決壊など、不慮の事由によって伐採事業が不可能となるケースもよくあり、その場合においても代替山林を準備するのに保安林であれば1ヶ月以上の空白ができます。 4) 当流域のS事業体からは、「年間の伐採面積が250ha程度となっているが、立木・山林を購入した時点で代金を支払う方式であるため、一度に1年分の全箇所を所有者と契約して代金を支払うだけの資金力はない。社会情勢等の変化に対応できるよう、柔軟な会社経営のためにも伐採許可手続きが年間を通じて毎月可能となれば、非常に助かる。」との意見も出されております。 以上のような状況を踏まえ、伐採許可申請を年間4回から、年間を通じて随時受け付け方式とする規制緩和を希望します。	指定自治体は年間を通じての伐採許可申請の随時受付方式であるため、農林水産省はこれへの対応を回答されたい。	III
「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区	90	自作農地における有害鳥獣捕獲に関する 規制緩和	中山間地域に住む農家が鳥獣被害防止のため、一定要件の基で捕獲ができるように鳥獣法の規制を緩和を求める。	自作農地における有害鳥獣捕獲に関する 規制緩和	環境省野生生物課 鳥獣保護業務室	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3項、「鳥獣の保護を図るための基本的な指針」(平成23年9月5日環境省告示)	E	-	-	提案主体の要望である「農林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置する場合、囲いわなについては、わな免許が必要ないとされている現状を、箱わなについても適用すること」については、「鳥獣の保護を図るための基本的な指針」(平成23年9月5日環境省告示)において、有害鳥獣捕獲許可の許可対象者は原則、狩猟免許を所持する者としていところである。これは、鳥獣の保護管理を行う上で、有害鳥獣のわな捕獲について、鳥獣保護法令の遵守や希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産への危険が及ぼすことがないよう、技術・知識を有した者に対して許可を与えることとなっており、錯誤捕獲等を発生する可能性がある箱わなを使用する場合は、それらの技術・知識を有している者(いわゆる狩猟免許所持者)に許可を与えている。囲いわなについては、錯誤捕獲、人や財産への危険を及ぼすことが少ないとして非免許所持者に認めているもので有り、箱わなに適用することはできない。 なお、上記指針において、地域ぐるみでわなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合、狩猟免許所持者の下で、従事者の中に非免許所持者を補助者として含めるように規制を緩和したところである。同措置は箱わなも対象としているので、地域ぐるみでの取組を推進していただきたい。		a	「実務者レベル打合せ」後の再三にわたる地元農林業者及び猟友会との調整を図った結果、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成23年9月5日環境省告示)において、規制の緩和がなされた内容に基づき対応することといたしました。また、当圏域での狩猟者確保対策を継続し根本的な問題解決を目指していくことといたします。	I	
「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区	91	猿の有害捕獲に関する 規制緩和	ライフル銃で猿の駆除を行うための鳥獣法の規制を緩和を求める。	猿の有害捕獲に関する 規制の緩和	警察庁 環境省野生生物課 鳥獣保護業務室		D	-	-	鳥獣保護法令では、種毎のライフル銃使用についての規制は行っておらず、事実誤認であり、現行法令で対応可能である。		a	鳥獣保護法令では、種毎のライフル銃使用についての規制は行っていないことは理解しました。先般「実務者レベル打合せ」において、本案件に係る規制は警察庁文書によるものとして整理されたと認識しておりますので、今後は警察庁と協議を行うことといたします。	環境省に対して、サルへのライフル銃使用についての規制を行っていないことを明示的に確認済。このため、警察庁との協議を行う。	II

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
「森里海連環高津川流域ふるさと構想」特区	83	保安林に関する許可規制の緩和		D (一部Z)	-	-	自治体は、ナラ枯れ被害防止への即時対応や素材生産事業者の効率的な経営のために保安林の常時伐採が可能となるよう、保安林の伐採許可申請(皆伐)を年4回から随時受付へ変更することを提案。  提案の保安林の常時伐採については、 ①樹木等に損害を与える害虫等であって、都道府県知事が指定するものを駆除し、又はまん延を防止するために伐採する場合は、知事への届出により常時実施することが可能であること、 ②伐採許可に関しては、既に択伐や間伐について随時受付を実施しており、常時伐採が可能であること、 ③加えて、年4回の皆伐限度面積の公表にあわせて、計画的に所定の期間内に申請して許可を受けることにより、当該年度を通じて常時伐採が可能であることから、現行制度において対応可能。  なお、保安林の皆伐に係る伐採許可にあたっては、保安林機能の維持や保安林所有者間の財産処分権の公平性の確保を図るため、所定の申請期間を設け申請者間の伐採面積の調整を行うことが必要、このため、自治体が提案する随時受付については、どのような仕組みであればこれを担保できるのか、自治体において検討中。	d	「保安林所有者間の財産処分権の公平性確保」が必要ということは理解しますが、現在、高津川流域の森林の所有形態は小規模であるため、隣接して20ha以上になることはほとんどない状況です。このため、保安林の伐採許可申請の随時受付が望ましいですが、今後対応策を検討しご相談させていただきたい。	D (一部Z)	要望の実現に向けて、指定自治体は保安林の伐採許可申請の随時受付について、保安林所有者の財産処分権の公平性が担保されるかを検討する必要があります。一旦協議は終了したが、検討をした上で、秋以降に林野庁と改めて協議を行うこと。	IV
「森里海連環高津川流域ふるさと構想」特区	90	自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和							E	自治体の要望は代替措置により対応可能となったため、協議終了。自治体は取組の実現に向けて、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成23年9月5日環境省告示)において、規制の緩和がなされた措置に基づき実施すること。	I	
「森里海連環高津川流域ふるさと構想」特区	91	猿の有害捕獲に関する規制緩和		D	-	-	実務者レベル協議を行った結果、指定自治体及び鳥根県鳥獣保護担当部署と鳥根県警察との間で協議を行うこととなった。	d	実務者レベル協議の結果、警察庁文書46号は銃所持に関する通達でありライフル銃を使用した猿の捕獲を規制するものではないとの警察庁見解から、鳥根県鳥獣対策関係課と鳥根県警において協議を行うこととなりましたが、その後の鳥根県警との協議においては法、通達に基づき警察庁の指導により運用しており鳥根県警としてはライフル銃を使用した猿の捕獲は認められないとの回答でした。 本件に関しては、実務者レベル協議において警察庁より国からの通達等による規制は行っていないとの見解が示されており現状では警察庁と鳥根県警の見解に齟齬が生じておりますが、鳥根県警からは6月4日以降、本件に係る正式な回答を頂くこととなっております。	D	実務者レベル打合せでは平成15年2月7日付け警察庁丁銃発第46号は銃の所持経験年数が浅い者も対象となる「事業に対する被害を防止するためのライフル銃所持許可」に対する警察庁の考え方を示したもので、指定自治体の実施する一定の条件下(銃所持許可年数10年以上の者のみでの実施)であれば、ライフル銃を使用して猿を捕獲することに同通達の考え方は適用されることが明確となった。  警察庁と鳥根県警の間で、同通達の解釈に齟齬が解消されない場合は、警察庁は鳥根県警に対し、同通達の解釈に関して実務者レベル打合せを踏まえた助言を行い、指定自治体の要望の実現に向け、地域での協議が円滑に行われるよう、調整されたい。	II